

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社佐藤工務店（所在地 愛知県弥富市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 8 年 5 月 2 2 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 小林 正哉
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 小田 健一
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社佐藤工務店	愛知県弥富市鯛浦町西前新田21番地

2. 指名停止措置期間： 令和8年5月22日～令和8年8月21日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日起訴され、同日、上記有資格業者の代表取締役も公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第10号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内